

岩手県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 紫波郡紫波町土館字弥勒地地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年6月3日から同年11月6日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、用地測量及び路線測量